

尼崎市高齢者ふれあいサロン運営費補助事業の実施に係る様式を定める要領

(目的)

第1条 この要領は、尼崎市高齢者ふれあいサロン運営費補助事業実施要綱（以下「要綱」という。）の施行に係る様式を定めるものとする。

(サロンの開設)

第2条 要綱第12条第1項第1号に規定する申請書は、尼崎市高齢者ふれあいサロン開設届（様式第1号）によるものとする。

(交付申請)

第3条 要綱第12条第1項第2号に規定する申請書は、尼崎市高齢者ふれあいサロン運営費補助金等交付申請書（様式第2号）によるものとする。

2 要綱第12条第1項第3号に規定する申請書は、尼崎市高齢者ふれあいサロン運営費補助事業実施（計画・報告）書（様式第3号）によるものとする。

3 要綱第12条第1項第4号に規定する申請書は、補助上限額加算計算書（予算・実績）（様式第3号の2）によるものとする。

(交付決定)

第4条 要綱第13条に規定する通知は、尼崎市高齢者ふれあいサロン運営費補助金等交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により行うものとする。

(変更等の手続)

第5条 要綱第14条に規定する申請は、尼崎市高齢者ふれあいサロン運営費補助事業実施計画変更等承認申請書（様式第5号）により行うものとする。

(変更等の承認)

第6条 要綱第15条に規定する通知は、尼崎市高齢者ふれあいサロン運営費補助事業実施計画変更等承認（不承認）決定通知書（様式第6号）により行うものとする。

(実施報告)

第7条 要綱第16条第1項に規定する申請書は、尼崎市高齢者ふれあいサロン運営費補助事業実施（計画・報告）書（様式第3号）及び補助上限額加算計算書（予算・実績）（様式第3号の2）によるものとする。

2 要綱第16条第2項に規定する申請書は、健康チェック実施報告書（様式第3号の3）

によるものとする。

(補助金額の確定)

第8条 要綱第17条に規定する通知は、尼崎市高齢者ふれあいサロン運営費補助金等交付額確定通知書(様式第7号)により行うものとする。

(補助金の請求)

第9条 要綱第18条に規定する申請書は、尼崎市高齢者ふれあいサロン運営費補助金等交付請求書(兼受領委任状)(様式第8号)によるものとする。

付 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。ただし、経過措置として当面の間は旧様式を使用することができるものとする。